

【注記】

1. 会計方針（一般会計及び特別会計）

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおり

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

・取得原価が判明しているもの・・・取得原価

・取得原価が不明なもの・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円。

土地については「固定資産評価基準」に基づく固定資産税評価額を基礎として評価している。

② 無形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおり。

・取得原価が判明しているもの・・・取得原価

・取得原価が不明なもの・・・再調達原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 市場価格のある有価証券

基準日時点における市場価格により評価する。

② 市場価格がない有価証券

出資金額等により評価する。ただし、実質価格が著しく低下したものについては、相当の減額を行うこととする。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産・・・定額法

② 無形固定資産・・・定額法

③ リース資産・・・定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、同種・同類の債権ごとに過去の徴収不能実績率を基に算定した金額を計上する。

② 賞与引当金

職員に対する期末・勤勉手当及びそれに係る法定福利費に備えるため、当年度負担相当額を計上する。

③ 退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当自己都合要支給額に相当する額を計上する。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法 235 条の 4 第 1 項に規程する歳入歳出に属する現金とし、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含む。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上する。また、ソフトウェアについても物品の取扱いに準ずる。

② 修繕費と資本的支出の区分基準

修繕料として支出を行ったものは原則修繕費として処理するが、資本形成に資すると個別に判断したものについては資本的支出に計上する。

2. 会計方針（一般会計及び特別会計）の変更等

なし

3. 重要な後発事象

なし

4. 偶発債務

なし

5. 追加情報

(1) 対象範囲

① 一般会計等財務書類

一般会計

② 全体財務書類

一般会計等財務書類及び水道事業会計、後期高齢者医療特別会計、国民健康保険特別会計（事業勘定）、魚市場事業特別会計、公共下水道事業特別会計、国民健康保険特別会計（診療施設勘定）、簡易水道事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計（保険事業勘定）、介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）

※ 公共下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計、漁業集落排水事業特別会

計については地方公営企業法の財務規程等適用移行期間のため当面の連結を見送る

③ 連結財務書類

全体財務書類及び大船渡地区消防組合、大船渡地区環境衛生組合、気仙広域連合、岩手沿岸南部広域環境組合、陸前高田市及び大船渡市営林組合、岩手県市町村総合事務組合、岩手県後期高齢者医療広域連合、大船渡市育英奨学会

※ 平成 30 年度決算分は陸前高田市及び大船渡市営林組合との連結を見送る

※ 平成 28 年度に土地開発公社解散のため、平成 29 年度から連結対象から削除

(2) 一般会計等と普通会計の対象範囲の差異

なし

(3) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 の規定により出納整理期間が設けられており、当会計年度に係る出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数とする。

(4) 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	11.8	86.2

(5) 基金借入金（繰替運用）の内容

歳計現金に不足が生じる場合、効率性を勘案の上、歳計現金への繰替運用を行っている。

(6) 純資産における固定資産等形成分・余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上する。

② 余剰分（不足分）

純資産合計のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上する。残高が正数であれば余剰分として、負数であれば不足分として費消可能な資源の蓄積を表す。

(7) 基礎的財政収支

業務活動収支	5,495,185 千円
(うち支払利息支出	185,001 千円)
投資活動収支	<u>△6,454,446 千円</u>
基礎的財政収支	△959,261 千円

(8) 一時借入金

資金収支計算書には、一時借入金の増減額は含めない。なお、一時借入金の限度額は10,000,000千円である。

(9) 表示単位未満の取扱い

財務書類は千円未満を四捨五入した千円単位としているため、各項目の合計と合計欄の数値が表示上一致しない場合がある。